

中央会の主な事業等活動予定（5月）

平成25年4月22日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/ 8	水	監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	
5/10	金	平成25年度第1回正副会長会議 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	総務部 ☎ 043・306・3281
5/10	金	平成25年度第1回理事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/24	金	第57回通常総会 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 中小企業連携組織対策事業			
5/ 2	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：協同組合佐原信販	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
5/21	火	新連携・経営革新促進事業 対象：会員組合・千葉県異業種交流融合化協議会	経営支援部 ☎ 043・306・3282
■ 団体支援事業			
5/ 1	水	千葉県鮮魚商協同組合連合会 平成25年度第1回理事会	商業連携支援部
5/14	火	千葉県商店街振興組合連合会 通常総会	
5/14	火	千葉県商店街連合会 通常総会	
5/15	水	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 平成25年度監事会・第1回役員会	
5/21	火	千葉県異業種交流融合化協議会 通常総会	経営支援部
5/30	木	千葉県中小企業団体レディース中央会 平成25年度監事会・第1回役員会	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427



千葉県中小企業団体中央会

第57回通常総会 を下記のとおり開催します。

平成25年 5月24日（金） 14:30～

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、中央会の平成24年度事業の成果をご確認いただくとともに、本会のこれからの事業展開の方向性についてお決めいただく機会です。

我々中小企業にとって重要な経営戦略の一つである「組織化」によって力を結集し、新しい価値の創造を成し遂げるためにも、多くの皆さまのご理解と積極的なご参加が不可欠です。

時節柄何かとご多用のこととは存じますが、是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

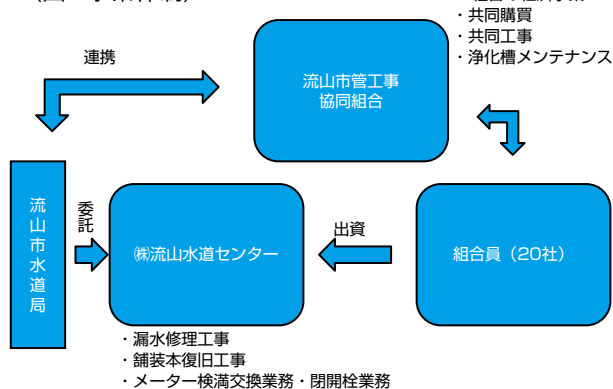
補助事業名	平成24年度組合等新分野開拓支援事業			
対象組合等	流山市管工事（協）			
	▼組合データ			
	理事長	野口 清	住 所	流山市加 1-9-8
	設 立	昭和 49 年 10 月	業 種	管工事業
	会 員	20人（平成24年6月現在）		
テ ー マ	新規共同経済事業の構築について			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部（Tel.043-306-2427）			
専 門 家	野々上総合研究所 所長 野々上 寛（中小企業診断士）			

背景と目的

流山市管工事協同組合は昭和49年に、管工事の共同受注及び資材の共同購買事業等を実施すべく、流山市内に事業所を有する流山市指定水道工事店の登録業者により設立。近年では、組合員の設置工事に係る浄化槽の保守点検業務や管工事用資材の共同購買とともに、組合員の工事施工後の公道舗装復旧に係る共同工事事業の3つを経済事業の柱として組合運営を展開している。また、平成10年に組合員が100%出資して（株）流山水道センターを設立。流山水道局からの受託による配水管の維持管理、漏水修理及び流山市管工事協同組合員等が施工した各家庭の給・排水管等の修理を一手に引き受け、流山市及び組合員の効率的な事業運営に寄与している。

しかし、公共下水道の普及や公共工事の急激かつ大幅な減少、市外（または県外）業者との激しい価格競争等により、組合運営を支える3つの柱の事業規模は縮小傾向となっており、新規共同経済事業を含む組合事業の再構築が大きな課題となっている。

（図1 事業体制）



こうした状況から、経営環境に即した組合事業の再構築について研究する目的で千葉県中小企業団体中央会の実施する平成24年度組合等新分野開拓支援事業に取り組むこととなった。

事業の活動内容

① 新事業検討テーマの選定

新規事業の検討という、曖昧なテーマからスタートしているため、建設産業の展望を含め、事業性のある分野を紹介しながら、進出可能又は検討余地のある分野を

絞り込み、事業の可能性を模索することとした。事業性のある分野としては、①契約方式の変更、②新分野への進出、③新技術の導入、④海外進出を紹介。

組合員が求めるものであり、個々の組合員では対応できないものを新事業として検討したいとの要望から、「小水力発電技術（新分野進出）」、「管工事の海外進出」、「水質浄化等の新技術の導入」の3つについて掘り下げながら、組合事業の再構築について検討することとした。

② 各テーマ別研究会の実施

【1】小水力発電技術

実際にマイクロ水力発電装置を開発している企業にも参加いただき、水力発電装置の特徴や設置箇所、方法に関する情報提供を元に、事業性について検討した。①減圧弁設置場所そのまま設置が可能であること、②組合員が設置し、組合がメンテナンスする連携体制が可能であることから、将来的に取り扱いは可能な商品ではあるが、流山市水道局に確認したところ、設置可能な場所がないことから、短期的な導入は断念することとした。ただし、今後、家庭でも

発電可能な製品の登場も想定されるため、技術動向については注目していくこととした。

【2】海外進出

水道事業の海外展開については、大きく(1)上下水道システム自体の販売・工事施行・コンサルティング、(2)浄水槽の販売・設置に分かれる。(1)については、国や地方自治体等によるトップセールスの下、関係機関や大手企業との連携が行われている。(2)については、独自の設置も可能であるが、①行政の予算が不足している、②メンテナンス費用が払えない、③適正な法規制が整っていない、④製造、工事、メンテナンスの業界がないといった問題を抱えており、ローカライズや技術者育成、メンテナンス環境の整備といった課題をクリアしていく必要がある。

日本でも高度経済成長長期に3c(カラーTV、クーラー、カー)が三種の神器として普及した後、インフラである下水道や浄化槽が普及してきた。従って、高度成長を継続している東南アジア等各国において、排水処理施設の普及は以前よりも増して経済的に実

現性の高いものとなっている。

【3】水質浄化等の新技術導入

本テーマの背景には、市のニーズとして、災害時の飲料水確保がある。災害時に有用性が確認された逆浸透膜(RO)浄水器について紹介。また、災害時用の技術として漏水検査技術や災害用トイレに関する情報提供を実施。また、国土交通省によって運営されているデータベースNETIS(新技術情報提供システム)の説明を行い、各事業者で活用可能な技術やデータベースの活用方法等を紹介した。

【3】組合事業の方向性について

テーマ別研究会において、市の防災関連事業に関する需要が確認できた。流山市管工事協同組合は災害時においては、防災協定を締結している関係上、応急給水活動および復旧活動に携わる必要がある。流山市は他の自治体同様地域防災計画を策定しており、当該計画に基づき、組合は活動を支援するが、給水拠点が少ないことや、避難所運営に関する環境の未整備等課題が多く、実際の災害時において実効性が高いとはいえない状況である。

先進的な自治体の取り組みを調査し、組合の防災計画における役割を明確にするとともに、実効性のある計画とするために、①補給水源の確保、②耐震性強化、③衛生的なトイレの設置に関する提案を行い、施工事は組合員、保守を組合事業の新しい柱としていく方針とした。

当該方針に従い、流山市水道局との意見交換会を開催。補給水源として、耐震性貯水槽や耐震井戸付貯水装置設置や浄水器の設置の必要性、各世帯における防災対策推進の必要性等の共通認識を確認した。今後、流山市水道局と連携し、防災対策に取り組んでいる流山市関係部門との調整を図り、補給水源関連の事業の受注につなげていく。また、災害用トイレシステムの導入、水道管路の耐震化についても提案を行い、受注を獲得するための活動を積極的に展開していく予定となっている。

事業の成果と展望

事業の成果としては、①災害時に組合が果たす役割を明確にし、流山市等と連携しながら災害防止

や災害時の給水や復旧活動に必要なインフラ整備、保守等を組合事業の新しい柱としていく方針を打ち出したこと、②流山市の地域防災計画に事業要素を盛り込むために、市との意見調整を開始し、実際に動き始めたことと考える。

今後は、流山市水道局と連携した意見交換の実施に加え、地域住民を交えたワークショップを開催するなど、市民の声を反映した提言を行い、防災体制強化につなげていっていただければと考える。また、スマートコミュニティ構想は究極の防災モデルといえる。将来的には、当該関連事業についても組合として進出いただければと考える。

事業を終えて

本事業が一定の成果を得ることができたのは、①組合員の参加率が高く、積極的な意見が頂けたこと、②組合側が水道局との意見交換の場の設定等迅速に動いていたことが大きいと考える。流山市管工事協同組合の皆様へ感謝し、今後の成果に期待する。

(野々上 寛)

テーマ 地域資源の活用

山武の夢を未来へ向けて！情熱を発信する山夢来本舗！

山夢来本舗企業組合

山武市の地域資源である母を
活用した特産品の製造・販売。
地域への想いを具現化し、活性
化の起爆剤として事業展開中。

背景と目的

山武市は東京からの通勤圏である
とともに、海あり、山ありと豊かな自
然に恵まれ、多くの農産物の産地で
もある。しかし、近年は人口の減少に
ともない地域経済は停滞していた。

そのような環境のもと、山武市商
工会は現状打開のため中小企業庁の
「平成21年度小規模事業者新事業全
国展開支援事業」に応募したところ、
受託に成功、主にマーケティング活
動を通じて地域活性化の種を模索し
始めた。その後、山武市の母を加工し
た特産品作りにも乗り出し、一定の評
価を得ることができたため、事業活
動を安定的に継続すべく、千葉県中
央会の設立相談室のアドバイスを受
けて、山武市商工会の有志により山
武市の地域活性化を目的とした「山

夢来本舗企業組合」が平成22年7月
に設立された。

事業・活動の内容

当組合設立後は、まず苺農家と連
携して、さんむ苺100%の「さわやか
いちご酢」の製造・販売を3,500本開
始したところ、1カ月で完売し、大き
な可能性を感じた。しかしながら、当
時の苺の仕入れ量が十分ではなく、年
間販売計画もままならぬ状況であつ
た。そのため、苺農家との協議を続
け、平成23年の冬に17軒の苺農家が
製造・販売を行うまでに拡大したが、
その年3月11日の東日本大震災によ
り、地域経済・観光は甚大なダメー
ジを受けた。そこで、当組合では、観
光客が激減した苺農家の母を買い取
り、これまで以上に苺農家との親密
な信頼関係を構築し、安定的に母の
原材料確保ができるようになった。

当組合は、事業活動テーマの一つに
「地域の雇用と税の創出」を掲げてい
る。閉塞感ある現状を打破するには、

時代を捉えるマーケティング作業と
企画を具現化する実行力、そして何
より「人のつながり」が必要不可欠
である。苺農家がそれまで破棄して
いた摘果母を原料として仕入れるこ
とで、農家の経営の安定化に貢献し、

「さわやかいちご酢」の製造・販売を
本格化することで地域に雇用を生み
出していくこととしている。

また、新たな取組みとして平成24
年8月から新商品「山武いちごプリ
ン」を開発・販売し、大好評を博して
いる。今後も、母を活用した特産品の
開発に力を入れ、山武の夢と未来を
作り出していきたいと考えている。

活動の成果

破棄されていた摘果した2〜3ト
ンの母を安定的に仕入れることで、
農家の経営安定化に寄与している。
また、「さわやかいちご酢」や「山武い
ちごプリン」の話題性、知名度向上に
伴い、「S1グランプリ」をはじめとす
る地域イベントも活発に行われるよ

うになり、地域活性化にも大きく貢
献している。

当組合の事業収益は、震災の影響
を受けたものの着実に伸びていると
ともに、事業活動に対する地域の関
心も集まっている。今後は営業体制
の強化、専従体制による事業基盤の
構築によるさらなる事業収益の向上
が見込まれ、地域における当組合の
活躍の場が広がるものと思われる。



▲イベント会場における山武苺プリンの販売風景



▲山夢来本舗の主力商品である「さわやかいちご酢」と「山武いちごプリン」

山夢来本舗企業組合

住 所：〒289-1321
山武市富田540
(大高醤油(株)内)
設 立：平成22年7月
出資金：1,010千円
電 話：0475-82-5581
URL：—
業 種：特産品の製造・販売
会 員：10人
組合専従者：—

組合 Q & A

指名推選制のやり直しは？

指名推選制の選挙で、選挙委員が指名した役員候補が議場で否決された場合、再度、選挙をやり直してもよいか

指名推選制は、役員選挙について、もつとも民主的であるべき無記名投票制に代わる制度です。投票制の煩わしさを避けるのが目的の制度といえます。

指名推選制は無記名投票の例外とされる簡便な選挙方法ですから、民主制を担保するために二つの条件があります。第一が指名推選制を採用することについて全員の同意を得ること、第二が指名された者に対する全員の同意を得ることです。どちらかの関門で一人でも反対者が出れば、無記名投票に戻らなければなりません。

さて、二つ目の関門を突破できない場合、もう一度、第二の関門からやり直すことは許されるのでしょうか。指名推選制の選挙に関する判例（※）を見ながら考えて

見ましょう。（※横浜地裁平成元年一月一九日判決 判例時報一三一九号 一四七頁）

【裁判例】

総会の出席組合員は二〇二名（本人出席一〇九名、委任状出席九三名）でした。この組合には、二二の支部があり、その支部長が理事に就任することになっています。

議長は、役員選挙議案に入り、あらかじめ用意した各支部の支部長の氏名二二名を呼び上げました。呼ばれた者は前に出て、出席組合員から拍手を受けました。これが選挙だというわけです。この間、数名の組合員から「異議あり」の発言があったのですが黙殺されました。

一年ほどたつてから、この役員選挙の無効確認の訴えが起こされました。横浜地裁は、「出席者の拍手も受けており、手続的瑕疵として著しいものとはいえないから、決議が存在しないとまではいえない」と判断しました。また、「決議取消訴訟は可能であるが、すでに決議から一年近く経過している」と取消訴訟の提訴期限三か月以内であれば取り消せたかのように言っています。

この裁判例を参考に、指名推選制のやり直しについて考えて見ました。やり直した場合、誰か訴える者はいるだろうか、訴える者がいたとしても決議無効だろうか、取消しだろうか：とこんなことを考えました。

おそらく、やり直した場合でも、被指名人に対して全員が賛成すれば選挙は有効に成立するでしょう。ただ、有効かもしれないませんが、否決された人たちが晒者にするようでは失礼だから、やらないほうがよいのではないのでしょうか。一人でも反対者がいたら無記名投票に戻すのが賢明な対応だと思います。

ポイント

- ★指名推選制は出席者全員の同意を二重に得る必要がある
- ★選挙のやり直しはやめるべきである

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q：総会・役員選出に関する正誤問題です。

【第1問】総会において、議長は議決に加わる権利を有しないが、採決の結果が可否同数のときは、議長の決するところによる。

【第2問】総会での書面による議決権の行使は、事前通知事項しか認められないが、代理人の場合は事前通知事項以外の議案も議決権行使が認められる。

【第3問】通常総会の招集にあたっては、議案等を示す他、理事会の承認を受けた決算関係書類等を組合員に提供しなければならない。

【第4問】選挙に代わる選任制による役員選出の場合、組合員が行使するのは選挙権ではなく議決権になる。

《解答》【第1問】○【第2問】×（代理人も書面と同じように「あらかじめ通知のあった事項」のみに議決権の行使は限定されている。事前通知のない議案においては、書面・代理人による議決権の行使はできないし、総会の出席者からも除外される。）【第3問】○【第4問】○

テーマ

社員寮型サービス付きマンション賃貸事業の展開

千葉県中小企業団体レディース中央会 会員企業

株式会社ワークス

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のついでに？

当社は、千葉市中央区に拠点を置く会社で、

千葉市を中心とする地域を商圏に据えて、不動産賃貸（主として、マンション・アパートの賃貸）の事業を展開しています。

マンション等賃貸事業者としての当社の特徴は、自社の人的ネットワークを発揮して、マンション・アパート等の中古物件を近隣取引価格よりも割安な価格で購入できる点にあります。当社は、この特徴を活かして、これまでも割安価格で取得したマンション等でも料金で賃貸する独自のビジネスモデルによる事業展開で好業績を上げてきました。

当社としては、このビジネスモデルを発展させる形での新たな取り組みを展開することで、さらなる経営の向上を図りたいと考え、今回の申請に至りました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『社員寮型サービス付きマンション賃貸事業の展開』

2. 計画期間

▽平成23年11月～平成27年8月（4年計画）

3. 内容

入社10年以内の若年層（28歳～32歳）の男性サラリーマンをメインターゲットに据えて、社員寮並みのサービスを提供するワンルームマンションを格安料金で賃貸する事業を計画しました。具体的には、(1)クリーニング取次、(2)食事の提供、(3)宅配物の引き取り代行、(4)家電リースといった手厚い福利を提供するマンションを低価格で賃貸する事業（※）です。

※現在物件調査中（本事業は今後実施予定）。

新たな取り組みの特徴は？

住まいに関する福利を手厚く提供しようと考えました。具体的には、次のサービスを提供するマンション賃貸事業です。

(1) クリーニング取次

マンション管理人が借借人のクリーニングをクリーニング店に取り次ぎます。

専用クリーニングバッグにスーツ、ワイシャツなどの洗濯物を詰め、出勤時に管理人室に預けるだけでクリーニングの発注が済みます。仕上がった洗濯物は、専用クリーニングバッグ

に詰めてクリーニング店が管理人室に配達します。賃貸人はクリーニング店に足を運ぶ面倒がありません。

(2) 食事の提供

若年単身者は、食事をコンビニ弁当やカップ麺で済ませてしまうなど、食生活が偏重しがちです。

そこで、マンションの賃借人等に食事を提供するサービスを実施することとしました。

また、マンションと同一の建物内に食堂として利用できる共用ルームを用意し、賃借人同士のコミュニケーションはもちろん、外来者（賃借人の家族、友人など）とともに食事や歓談を楽しむこともできるようにします。共用ルームには、飲料の自動販売機やセルフ給茶機などを設置し、軽い息抜きの場所としてなど、食事以外の目的でも利用できるようにします。

(3) 宅配物の引き取り代行

賃借人の留守中、賃借人あてに届いた宅配物をマンション管理人が本人に代わって運送業者から受領し、帰宅時に引渡をします。管理人が発行する預かり証が荷物の引換券になります。

このサービスの料金は賃貸料に含まれますので、サービス利用による追加料金が発生することはありません。

(4) 家電リース

今日、家電4点セット（エアコン、洗濯機、地デジ対応テレビ、電子レンジ）は、日々の生活に欠かせないものとなっています。そこで、家電4点セットのリースをすることとしまし

た。リース物品に不具合が生じたときには、追加料金なしで新品と交換します。

以上の手厚い福利を提供するマンションを低価格（クリーニング代、食事代、家電リース代は、賃借人が実費を別途負担）で賃貸する計画です。

今後の事業展開は？

今後の事業展開として、従業員（管理人）の新規採用と育成、クリーニング店・弁当仕出し業者との連携を確立して、新事業の実施体制を整備します。

企業の福利厚生担当部署を直接訪問して、当社の新事業をPRし、当社マンションを各社の従業員に紹介してもらえよう依頼するなど、入居促進を図ります。

社長さんの一言

当社は低価格で快適な居住空間の提供をコンセプトとして、昭和54年4月以降、アパート・マンションの賃貸事業を行ってまいりました。

社名の「ワークス」は入居者の方が快適に過ごせる居住空間を作り出すために社員自らが「働く」という意味合いとともに、常に新しいものに挑戦し新しい価値を生み出す「働き」かけを行いたい、という意味合いを込め



代表取締役社長 田村 哲子 氏

ております。その意味でも、当社にとって経営革新は必要不可欠なものです。

今回、経営革新計画の承認を受けたことで、資金調達の面では迅速かつ低金利な融資を利用することができました。

若年単身者の方向けの取り組みはこれからが本腰の入れ所です。当初の計画が達成できるように、日々研鑽を積み、皆様から必要とされる企業であり続けることを目指します。今後ますますのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中央会から

◎変化の激しい経済社会に対応できる「筋肉質な企業」になるためのきっかけに、経営革新支援制度を是非ご活用下さい。経営革新に係るご相談は、本会経営支援部までお願いいたします。☎043-306-3282



企業プロフィール

組合名：千葉県中小企業団体レディース中央会
企業名：株式会社ワークス
代表者：田村 哲子
所在地：千葉市中央区旭町16-4
電話番号：043-202-5630
資本金：15,000千円
従業員数：6名
業種：貸家業、貸間業
E-mail：—
URL：—
承認年月日：平成23年10月31日
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成25年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から8に増加。「減少した」業種は15から14に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は7から9に増加。「悪化した」業種は6から12に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6から7に増加。「減少した」業種は7から6に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8のまま変化なし。「減少した」業種は14から10に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は9から10に増加。「悪化した」業種は12から11に減少。

製造業

しようゆ製造

【県内全域】

輸入麦の政府売渡価格の改定があり、4/1から平均9.7%引き上げ。円安が大きく影響している。

豆腐製造

【県内全域】

大手豆腐メーカーがスーパー等への売価変更を申請し始めているようだ。

牛乳小売

【県内全域】

全社とも牛乳類の安売り目立つ。

製材

【県内全域】

徐々ではあるが、好転の兆しが見える。木材、建材の値上がり目立つ。

製材

【木更津】

輸入外材の数量は減少傾向にある。南洋材の輸入は本年度、11船から7船に減少した。

印刷

【県内全域】

3月の受注売上は、2月と比較し若干好転した模様。

ここに来て円安の影響か、印刷用紙の値上げ(値段の復元)が各社から発表されている。石油系の洗浄液や潤滑油も4月からの値上げが届き、ますます今後の収益圧迫要因となりかねない。

電気鍍金

【県内全域】

円安・株高の影響が少し関係してきている。多少の引き合い、特に

自動車関係、建築関係等は幾分改善の兆候が見られる。

鉄工

【千葉】

先行き明るい話題も聞かれるが、組合員の製造各社においては、依然として受注増につながるまでには至っていない。

機械部品製造

【野田】

全体的に横ばい状況。円安・株高で期待感はあるが、現場に反映するまで気が抜けない状況。

機械部品製造

【流山】

一部の業種で売上が増加しているが、円安、燃料費の高騰により、原料、材料の値段が上昇傾向にあり、厳しい状況に変化はない。

機械部品製造

【柏】

中国マイナスイメージ続く。日産等受注低調。半導体装置関係も低調。得意先の取引先の廃業が増えていくが、国内での受皿が少なく、苦慮している。

金属製品製造

【船橋】

期末に應じての仕事量としては増加はあるものの、収益的には十分とはいえない。

土砂採取

【県内全域】

一部には、出荷状況が良くなりつつあるところがあるが、現状売価での販売に限界がきており、値上げに

動かざるを得ないところが出てきた。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【日用品・雑貨卸】 大手量販店への出荷量は増加しているが、値決め交渉は更に厳しくなっており、採算性は低下傾向。

【精肉卸】 商社から直接大手スーパー等に納入されるアメリカ産牛肉の輸入量は増加しているが、中小の精肉卸が扱う量は逆に減少。更に価格も下落傾向が続き、採算性不良。

【食肉卸売】 【千葉市他】

枝肉価格は好転しているが、頭数は増えない。

4月～6月期の配合飼料供給価格が平均32百/t値上げされることから、畜産農家の経営環境が厳しくなることが予想される。

【建築材料卸売】 【県内全域】

県内震災復興需要は収束した。震災復興関連は、人・車両・骨材など東北地方にとられ、千葉県内工事進捗が停滞、セメント出荷前年比は全国ワースト2位となっている。公共インフラ更新需要は底堅く、また、物流関連基地としての需要もあり、今後は緩やかな回復が見込

まれる。

円安による原熱料コストアップ・東北需要増によるセメント在庫品薄感を背景に新年度よりセメント値上。加えてセメント・骨材・輸送コストアップによる生コン値上収益改善の動きが本腰。

【自動車解体】 【県内全域】

前月同様、円安傾向が続き、スクラップ価格、輸出環境は堅調。廃車発生は、新車販売の低迷で低調の為、仕入れ単価は高止まり。

【乾物卸売】 【県内全域】

消費低迷状況は変わらない。生産期終盤を迎えている。例年より終漁が早いようだ。気温の上昇と低単価の影響が強い。

【小売】

気温の上昇と共に、春物衣料品、アクセサリー等が売れている。貴金属等の高額商品にも動きがある。

【電気機器小売】 【県内全域】

メーカーは円安により回復してきたが、国内の小売りは、量販店も個店も売れていないのが現状で大変厳しい。

【青果小売】

全体的に売上が伸びず、相場が低下した。そのため、更に売上が落とすという、負の連鎖の様な現象が

起きてしまった。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】

中旬までは堅調な相場状況で推移。成約率も高く、タマ不足の感が大きい。輸出は欧州情勢の悪化等、金融状況の変化を恐れ減少傾向、外国人バイヤーの動きも鈍化。

【小売】 【東金】

風の強い日が数日あり、客足が遠退いてしまった感がある。後半は暖かくなり、季節のずれが買い物動向に影響している。円安傾向により、商品の値段が少しずつ上昇。食品関係が落ち込んでいる。ファッション関連も低調が続く。サービス関連は若干伸びた。

【小売】 【野田】

売上の厳しさは変わりなく、総体的に3月も低調であった。

【印鑑小売】 【県内全域】

財団法人、社団法人の名称変更という特需があったが、売上増にはならなかった。

【小売・サービス】 【柏】

その日の気象状況によって来街者が大きく左右した。特に強風時の来街者数は極端に少ない。

【建設揚重】 【県内全域】

地域によって温度差はあるが、好調継続。今月より石油プラント定

修もあり、この調子が続く気配。残念なことに価格が伴っていない。

【遊覧船】 【鴨川】

1・2月に比べ、暖かくなった分、人が出てきているが、風の強い日が多いため欠航も多くなった。土日も震災以前に比べようやく9割近くにまで回復してきている。

【一般廃棄物処理】 【千葉】

3月は繁忙期のため、前月比は予想通り良い結果となった。

【学習塾】 【県内全域】

卒業した生徒の分の穴埋めができるかどうか分岐点。春期講習にどれだけ生徒を集められるか、塾経営にとってキーポイントの月。今年も例年並みの状況である。

【ソフトウエア】 【県内全域】

引き続き多少好転してきていると感じている企業が出始めている。

【建設】 【県内全域】

当連合会加入組合員の受注額は、平成24年3月に対し、年間20億円増加であった。

【貨物運送】 【野田】

政府による景気対策の効果は運送業にはまだ波及してきていない。3月は売上が上昇基調になり、少し良くなる傾向。

【輸出入】 【県内全域】

3月は売上が上昇基調になり、少し良くなる傾向。

総会開催における留意点

組合では定款において、事業年度終了後2カ月（別途定款に定めがあれば3カ月）以内に通常総会を開催することが定められています。そこで、総会の円滑な運営を期するために、総会開催に際しての主な留意点をおさらいします。

（1）年度未処理と組合員の脱退

▼事業年度末においては、まず帳簿の整理を行い、共同購買や共同販売等の事業を行っている場合は棚卸表の作成を行います。

▼次に加入、脱退した組合員があれば、組合員名簿を整理します。この結果、現行の出資金総額と差異が生じた場合、新年度に入ってから4週間以内に管轄する法務局へ「出資総口数と払込み済み出資総額」の変更登記を行うことになります。（※次項参照）。

▼脱退者があった場合、その分の出資金は年度末で未払金に振替えておき、通常総会で確定した後に当該金額を払い戻すのが原則的な手順になります。

（2）決算関係書類の作成

▼上記の整理が完了したら①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案を作成します。

▼利益準備金は、当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を積み立てなければなりません。又、損失のてん補に充てる以外は取り崩しができない。

▼教育情報費用繰越金は、組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（20分の1以上）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。

▼特別積立金は、定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨定められている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することができます。

▼出資配当及び利用分量配当は、損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当としてはならない。

▼損失の処理は、定款に損失金のてん補のための取崩しの順序を定めているので、その順序に従い取崩しを行う。

▼①では、業界や組合を取り巻く概況を文書化します。組合の事業活動の概況に関する事項、組合の運営組織の状況に関する事項、その他組合の状況に関する重要な事項を記載します。

▼②は、資産、負債の順に各個別科目の内訳明細と金額を記載し、最後に正味資産額を記載するものです。会社と違い、組合法では財産目録の作成も義務づけられています。

▼多くの組合では通常総会が予算の決定も兼ねていますので、事業計画書や収支予算書の作成も同時進行で行うこととなります。※本会のHPから各書式をダウンロードできます。

（3）**監事へ決算関係書類等を提出**
▼組合は監事へ決算関係書類等を提出し、監事の監査を受けます。監事は、理事に対し決算関係書類

を受領した日から4週間を経過した日（もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日）までに監査報告の内容を通知します（但し、4週間以内に監事が報告することは可能）。

▼監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成します。

（4）理事会の招集及び総会の招集

▼理事会は開催日の7日前までに招集し、総会提出議案の承認と総会開催日等を決定します。なお、理事会に出席できない場合、書面議決により承認を受けることも可能です。

▼理事会で承認された決算関係書類等は通常総会の会日の2週間前までに主たる事務所で見ることができるように備え付け、組合員の閲覧に供します。

▼通常総会の会日の10日前までに組合員に到達するよう案内を通知します。通知の際は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を添付します。

（5）**特別議決を要する議案を上程する場合**

▼総会での法定議決事項は、特別議決事項と一般議決事項に分かれます。特別議決は定款変更や合併、組合員の除名等の重要議案を決議するもので、議決権の3分の2以上の賛成を要します。同時に、これらは行政庁の認可が必要になったり、その手続について後日争いになるケース等もありますので、上程する場合は、予め中央会にご相談頂くなど細心の注意をもってご対応下さい。

主な総会議決事項	
議決の種類	総会議決事項
普通議決	決算関係書類の承認
	毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
	経費の賦課及び徴収の方法
	借入金残高の最高限度
特別議決	役員報酬
	定款の変更
	組合員の除名 組合の解散

(6) 役員選出の方法

役員は総会において選出します。役員は重要な機関ですので、総会以外の場所において選出されたものについては効力を生じません。役員の選出方法について、定款上、選挙制と選任制を併せて規定

しておくことは認められないため、選挙にするか、選任にするかを検討して、そのどちらか一つの方法をあらかじめ定款に規定しておく必要があります。

※議決権について

書面又は代理人による議決権の行使にあたっては、次の点に留意して下さい。

▽書面又は代理人によって権利の行使が出来るのは、予め総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること。

▽代理人は、組合員の親族もしくは使用人又は他の組合員でなければなることができないこと。

▽代理人は、定款で定められた人数以上の組合員は代理することはできないこと。

▽代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬこと。

組合の変更登記申請手続き
留意点

登記の申請は、組合等の代表者又はその代理人が自ら登記所へ持参する方法のほか、郵送や商業法人登記のオンラインによる申請も

可能となっています。

変更登記申請に際し、添付書類(認可書や議事録の原本)の郵送による返却を希望される場合、予め郵便切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

【主な変更登記事項】

(1) 出資総口数及び払込済出資総額変更登記
期限▽事業年度終了後4週間以内

変更の都度、登記をしても差し支えないですが、事業年度終了後まとめて行うことも可能です。年度中の加入・脱退により変動がありますので、出資金額の変更登記は、事業年度末から4週間以内に、年度末の出資金額で登記すればよいとされています。

但し、変更がある都度の登記申請も可能です。

(2) 代表理事変更登記
期限▽変更後2週間以内

代表理事が再選しても変更登記が必要で、同一人物が代表理事に再選されても、登記上は変更とみなして変更登記が必要となりますので、ご注意下さい。

(3) 事務所の変更登記
期限▽移転日から2週間以内

事務所を他の市町村に移転する場合、変更登記前に定款変更が必要となります。事務所を他の市町村に移転する場合は、変更登記申請の前に定款変更の決議をして、行政庁の認可を受ける必要があります。

(4) その他(名称、地区、公告の方法、事業)の変更登記
期限▽定款変更認可書到達後2週間以内

定款変更の認可が必要な変更登記は、定款変更認可書到達後2週間以内に登記が必要となります。定款変更を伴う場合、変更の効力発生日は、行政庁の定款変更認可日ではなく、定款変更認可書が組合に届いた日となります。登記期限は、認可書が届いた日から起算。

※忘れずに、ご注意を！

現在、県下全域が千葉地方法務局登記部門の管轄区域となっています。県内のすべての中小企業組合は、登記申請手続きを千葉地方法務局で行わなければなりません。

なお、各種証明書につきましては、従来どおり各支局で取得することが出来ます。期限内に登記を行わないと、裁判所より過料の請求がありますので、ご注意下さい。

平成24年度 設立認可組合等

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の22組合等（事業協同組合16組合、商店街振興組合1組合、企業組合4組合、特定非営利活動法人1団体）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。

No.	名 称	代 表 者	所在地	業 種	事 業	組合員数
1	きみつ木材加工（協）	渡邊 勇	市原市	木造建築工事業	共同加工、共同購買	5
2	北総・肥飼料（協）	平野 悟志	旭市	飼料・有機質肥料製造業	共同購買、共同販売	4
3	千葉農産振興（協）	中山 真紀夫	船橋市	耕種農業	共同購買、共同販売	4
4	未来クリーニングネットワーク（協）	梶野 小梅	白井市	洗濯業	共同購買、受注斡旋	5
5	特定非営利活動法人PC SUPPORT	高野 勉	松戸市	個人	パソコン勉強会、販売	11
6	東関東貿易促進事業（協）	高橋 勇樹	千葉市	異業種	共同販売、共同購買、貿易事務、市場開拓	4
7	富津市環境清掃（協）	天笠 勇	富津市	一般廃棄物処理業	共同受注、共同購買	6
8	富津市測量設計業（協）	佐久間 美晴	富津市	測量業	共同受注、受注斡旋、共同購買	6
9	きみつ特産品振興（企）	吉田 秀平	君津市	個人	食堂経営、特産品販売	16
10	千葉農業振興（協）	渡辺 正幸	旭市	耕種農業	共同販売、共同購買	5
11	松戸駅周辺商業（協）	林 護	松戸市	小売・サービス業	環境整備、共同売出	19
12	我孫子再生資源（協）	黒沼 明	我孫子市	再生資源卸売業	共同販売、共同加工	4
13	ベトナム特産品販売（企）	藤井 実	君津市	個人	果物・切花等販売	8
14	鴨川マザーズ（企）	小川 直世	鴨川市	個人	食堂の経営、雑貨・飲食料品販売	25
15	千葉建築・機械設備（協）	鈴木 利浩	東金市	一般土木建築工事業、その他職別工事業	受注斡旋、共同購買	4
16	東葛労務ビズネット（協）	鈴木 啓文	柏市	建設業、製造、卸小売、サービス	労働保険事務組合、共同事務処理	30
17	（協）アグリサポート	香取 政典	香取市	耕種農業	共同販売、共同購買	4
18	幕張ベイタウン商店街（振興）	山根 治仁	千葉市	小売業、サービス業	環境整備、販売促進	81
19	さんぶ清掃（協）	石橋 宗士	山武市	一般廃棄物処理業	共同受注、受注斡旋、共同購買	6
20	君津環境清掃（協）	内山 貴美子	君津市	一般廃棄物処理業	共同受注、受注斡旋、共同購買	4
21	ネパール産業支援（企）	鈴木 正和	松戸市	個人	電子・電気機器雑貨及び農産物の輸出・販売	4
22	あさひ住環境整備（協）	林 和義	旭市	建設業	受注斡旋、共同購買	12

～退職積立を見直しませんか！！～

千葉県中小企業団体中央会 特定退職金共済制度のご案内

●特定退職金共済制度（特退共）とは

中央会では、中小企業の人材の確保と定着を目的に、従業員の方のための退職金準備制度として特定退職金共済制度（特退共）を実施しています。（引受生命保険会社：三井生命保険株式会社）

●特退共の主な特徴

- ①本制度は事業主が従業員のために月々掛金を納め、退職金の準備をする制度です。
- ②掛金は損金（又は必要経費）に算入でき、従業員の給与の上乗せにもなりません。
- ③月額掛金は1人につき1口1,000円から30口30,000円まで実情に合わせてお選び頂けます。
- ④千葉県内に事業所を有する事業主（法人又は個人）の方であれば、事業所の規模に関係なく、加入（契約）できます。
- ⑤中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も可能です。
- ⑥掛金納入期間が1年未満であっても、退職一時金が支払われます。
- ⑦退職一時金は直接従業員の方へお支払いいたします。

～特定退職金共済制度（特退共）アンケート～

下記のアンケートにお答えいただき、中央会商業連携支援部宛 FAX（043-227-0566）して下さい。

（該当する項目に○印をつけるとともに、質問事項にご記入下さい。）

1. 検討するので資料が欲しい。
2. 詳しい話が聞きたい。（訪問を希望する日時 月 日 時頃）
3. 加入申し込みをしたい。

ご住所：〒

事業所名：

ご担当者名：役職名

お名前

電話番号：

※ご記入いただきました個人情報につきましては、中央会が実施する共済制度の普及促進以外には利用しません。

●お問い合わせ先

千葉県中小企業団体中央会商業連携支援部
TEL 043-306-3284
FAX 043-227-0566

●引受生命保険会社

三井生命保険株式会社千葉支社中央会共済担当
TEL 043-225-7389
FAX 043-225-7957